

A24 不動産を診療所へ賃貸する業務を MS 法人の業務分野に加えることも可能です。

【解説】

診療所の土地・建物、すなわち診療所の敷地、診療所・医師住宅などの建物、駐車場、福利厚生施設などについて、それらを MS 法人が建設したり、院長その他の所有者から購入したりして、診療所に賃貸することも MS 法人の主要な業務分野・内容となります。

診療所の土地・建物などの不動産を MS 法人が所有することは、相続税対策として有効であるとともに、それを診療所へ賃貸することによってその利益を MS 法人へ吸収できることになり、所得税対策としても有効です。

診療所というものは、多大な設備資金を必要とする事業です。したがって、その資金の調達、金利の負担、それから生ずる減価償却費の圧迫などに悩まされ、さらに、それらの設備の保守・維持管理に追われるものです。これを MS 法人から診療所へ賃貸することにより、診療所の資金・金利・償却の諸圧迫を除くことが可能となるばかりでなく、それらの維持管理の煩雑さを除去するのにも役立つこととなります。